

平成 24 年 12 月 28 日  
東京税関業務部

関係各位

バター等に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平成 24 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 1 1 項に掲げる物品（バター等）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成 25 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりましたのでお知らせします。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認して下さい。

なお、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号の規定（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますのでご注意ください。

【発動内容】

関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 11 項（バター等）

関税率表	内容	発動前	特別緊急関税発動後
0405. 10-1 0405. 20 0405. 90-1	国家貿易又は関税割当を受けて輸入されるもの	35%	<u>35%</u>
	その他のもの	29. 8%+179 円/kg ※別途、調整金（806 円/kg）が課される。	<u>39. 7%+507. 33/kg</u>
0405. 10-2 0405. 90-2	国家貿易又は関税割当を受けて輸入されるもの	35%	<u>35%</u>
	その他のもの	29. 8%+210 円/kg ※別途、調整金（949 円/kg）が課される。	<u>39. 7%+596. 33/kg</u>

- \* 0405. 10-1、0405. 20、0405. 90-1 に掲げる物品  
→その他のものにつき 9. 9% 及び 328. 33 円/kg を加算
- \* 0405. 10-2、0405. 90-2 に掲げる物品  
→その他のものにつき 9. 9% 及び 386. 33 円/kg を加算

問合せ先  
東京税関業務部通関総括第 1 部門  
電話：03-3599-6337